

(記載例)

- 【添付書類】 ①防火管理講習等の修了証の写しなど  
 ②統括防火（防災管理者）の資格を有する者であるための要件の確認書  
 ③管理権原者の連名書

・□（チェックボックス）は、■に塗りつぶすか、☑を入力してください。  
 ・グレーに塗りつぶしてある欄は、可能な範囲で記載してください。  
 別記様式第1号の2の2の2の2（第4条の2、第51条の11の3関係）

統括  防火 管理者選任（解任）届出書  
 防災

建物が存在する区（中央区なら「中央」）  
 千葉県 ●● 消防長 殿

令和●年●月●日  
 実際に提出する日

管理権原者  
 住 所 別紙のとおり  
 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）  
 氏 名 別紙のとおり

電話番号 ●●●-●●●-●●●●

下記のとおり、統括  防火 管理者を選任（解任）したので届け出ます。  
 防災

記

防火 対象 物 又は 建築物 その 他の 工作 物	所在地	千葉県●●区●●町●-●-●			
	名称	●●ビル	電話 ●●●-●●●-●●●●		
	用途 <sup>①</sup>	複合用途	令別表第1	(16)項イ <sup>②</sup>	
	種別 <sup>③</sup>	<input checked="" type="checkbox"/> 甲種 <input type="checkbox"/> 乙種	収容人員	●●人 <sup>④</sup>	
統括 防火 ・ 防 災 管 理 者	氏名（フリガナ）	統括防火管理者に選任される方の氏名（フリガナ）			
	住所	●●市●●町●-●-●			
	選任年月日	令和●年 ●月 ●日	添付する講習の修了証等を参考に記載		
	資 格	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 防火管理 ( <input checked="" type="checkbox"/> 甲種 <input type="checkbox"/> 乙種)	<input type="checkbox"/> 防災管理	
		講習機関			
		修了年月日	令和●年 ●月 ●日	年 月 日	
解 任 者	氏 名	解任された方（前任者）の氏名			
		解任年月日	令和●年 ●月 ●日		
		解任理由			

① 「用途」：建物の業態を記載（複数の用途が混在している建物は「複合用途」と記載）。  
 ② 「令別表第1」：建物の用途（業態）が令別表第1においてどの項に該当するかを以下のHPで確認して記載。  
 例）共同住宅：5項口、事務所：15項、飲食店：3項口、物販店：4項、複合用途：16項イor16項口  
[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/kento094\\_10\\_sanko03.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento094_10_sanko03.pdf)  
 ③ 「種別」：「甲種」・特定用途（劇場・飲食店・物販店・ホテル・病院など）が入っている建物は延べ面積300㎡以上  
 ・非特定用途（共同住宅・学校・工場・事務所など）が入っている建物は延べ面積500㎡以上  
 ・自力避難困難者が入所する施設が入っている建物  
 「乙種」 甲種に該当する建物以外の建物  
 ④ 「収容人員」：建物の消防法上の収容人員（従業員数や客席の面積等に応じて算出される人員数）を以下のHPで  
 確認して記載（概数で構いません）。  
[https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/office\\_adv/jissen/syuyo\\_santei.pdf](https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/office_adv/jissen/syuyo_santei.pdf)

## (記載例)

### (統括防災管理者が非該当の場合)

#### 統括防火管理者の資格を有する者であるための要件の確認書

●●ビル (防火対象物の名称を記入) 「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火管理者 ●●●● (氏名を記入) に付与する権限等については、下記のとおりです。

#### 記

##### 1 必要な権限の付与 (消防法施行規則第3条の3第1項第1号)

管理権原者から統括防火管理者に「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (4) その他統括防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

##### 2 防火管理上必要な業務 (消防法施行規則第3条の3第1項第2号)

管理権原者から、「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務」について、次の内容について説明を受けている。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (4) その他統括防火管理者として行うべき業務に関すること。

##### 3 防火管理上必要な事項 (消防法施行規則第3条の3第1項第3号)

管理権原者から、「防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けている。

- (1) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。
- (2) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (3) 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。
- (4) その他防火対象物全体についての防火管理上必要な事項

#### 【根拠条文】

統括防火管理者の資格・・・消防法施行令 (昭和36年政令第37号) 第4条

統括防火管理者の要件・・・消防法施行規則 (昭和36年自治省令第6号) 第3条の3

## (記載例)

### (統括防災管理者が該当の場合)

#### 統括防火・防災管理者の資格を有する者であるための要件の確認書

●●ビル (防火対象物の名称を記入) の「防火対象物及び建築物その他の工作物 (以下「防火対象物等」という。) の全体についての防火・防災管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火・防災管理者 ●● ●● (氏名を記入) に付与する権限等については、下記のとおりです。

#### 記

##### 1 必要な権限の付与 (消防法施行規則第3条の3第1項第1号 第51条の11第1項第1号)

管理権原者から統括防火・防災管理者に「全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

- (1) 防火対象物等の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 建築物その他の工作物の全体についての避難の訓練の実施に関する権限
- (4) 防火対象物等の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (5) その他統括防火・防災管理者の責務を遂行するために必要な権限

##### 2 防火管理上必要な業務 (消防法施行規則第3条の3第1項第2号 第51条の11第1項第2号)

管理権原者から、「全体についての防火・防災管理上必要な業務」について、次の内容について説明を受けている。

- (1) 防火対象物等の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (3) 建築物その他の工作物の全体についての避難の訓練の実施に関すること。
- (4) 防火対象物等の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (5) その他統括防火・防災管理者として行うべき業務に関すること。

##### 3 防火管理上必要な事項 (消防法施行規則第3条の3第1項第3号 第51条の11第1項第3号)

管理権原者から、「全体についての防火・防災管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けている。

- (1) 防火対象物等の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。
- (2) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (3) 地震その他の災害が発生した場合における通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (4) 地震その他の災害が発生した場合における消防隊に対する当該建築物その他の工作物の構造その他必要な情報提供及び消防隊の誘導に関すること。

#### 【根拠条文】

統括防火管理者の資格…消防法施行令 (昭和36年政令第37号) 第4条

統括防災管理者の資格…消防法施行令 (昭和36年政令第37号) 第48条の2

統括防火管理者の要件…消防法施行規則 (昭和36年自治省令第6号) 第3条の3

統括防火管理者の要件…消防法施行規則 (昭和36年自治省令第6号) 第51条の11

(記載例)

管理権原者連名書

別添「統括防火・防災管理者選任（解任）届出書」のとおり、統括防火・防災管理者として、

●● ●● を選任（ ▲▲ ▲▲ を解任）したので届け出ます。

対象物の名称	●●ビル
対象物の所在地	千葉市●●区●●町●-●-●

番号	事業所（テナント名）	管理権原者の住所・氏名
	全体についての消防計画 確認日	
1	所有者	住 所 : ●●市●●区●●町●-●-● 会社名等 : ●●株式会社 役 職 : 代表取締役 氏 名 : ●● ●●
	令和●年●月●日	
2	●階 ●●ストア	住 所 : ▲▲市▲▲区▲▲町▲-▲-▲ 会社名等 : 株式会社 ▲▲▲▲ 役 職 : 代表取締役 氏 名 : ▲▲ ▲▲
	令和●年●月●日	
3		住 所 : 会社名等 : 役 職 : 氏 名 :
4		住 所 : 会社名等 : 役 職 : 氏 名 :
5		住 所 : 会社名等 : 役 職 : 氏 名 :
6		住 所 : 会社名等 : 役 職 : 氏 名 :
7		住 所 : 会社名等 : 役 職 : 氏 名 :